

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年2月17日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第7号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 一般競争入札</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 公告及び競争(第6条—第19条)</p> <p> 第3節 落札者の決定等(第<u>20</u>条・第21条)</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>第6章 競争入札等運用委員会(第33条)</p> <p>第7章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p><u>第15条 削除</u></p> <p>(予定価格)</p> <p>第<u>16</u>条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければ ならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。</p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況その他必要な事項を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、一般競争入札を行う前に、第1項本文の規定により定めた予定価格を公表するものとする。ただし、管</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 一般競争入札</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 公告及び競争(第6条—第18条)</p> <p> 第3節 落札者の決定等(第<u>19</u>条—第21条))</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>第6章 競争入札運用委員会(第33条)</p> <p>第7章～第10章 略</p> <p>附則</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(予定価格)</p> <p>第<u>15</u>条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければ ならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。</p> <p>2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況その他必要な事項を考慮して定めるものとする。</p> <p>3 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、一般競争入札を行う前に、第1項本文の規定により定めた予定価格を公表するものとする。ただし、管</p>

理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(最低制限価格)

第16条の2 管理者は、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けるときは、予定価格の3分の2を下らない範囲内において定めるものとする。

第17条 削除

第18条 削除

(再度入札)

第19条 再度入札は、1回に限り行う。

- 2 初当の入札において、入札に参加しなかった者又は無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札を行う前に予定価格を公表したときは、再度入札を行わない。

(落札者の決定)

第20条 落札者が決定したときは、インターネットを利用し、又は口頭若しくは文書により当該落札者に通知する。

(契約書の提出及び契約保証金の納付)

第21条 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に、所定の契約書を提出し、契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

2 落札者が前項の定めるところにより所定の手続を行わないときは、当該落札に係る契約は締結されなかつたものとみなす。

第22条～第27条 略

(随意契約によることができる額)

第28条 地公令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によることがで

理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(最低制限価格)

第16条 管理者は、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けるときは、予定価格の3分の2を下らない範囲内において定めるものとする。

(削除)

(削除)

(再度入札)

第17条 再度入札は、1回に限り行う。

- 2 初当の入札において、入札に参加しなかった者又は無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札を行う前に予定価格を公表したときは、再度入札を行わない。

(入札の執行の細目)

第18条 第6条から前条までに定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、別に定める。

(落札者の決定)

第19条 落札者を決定したときは、インターネットを利用し、又は口頭若しくは文書により当該落札者に通知する。

(契約書の提出及び契約保証金の納付)

第20条 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に、所定の契約書を提出し、契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

2 落札者が前項の定めるところにより所定の手続を行わないときは、当該落札に係る契約は締結されなかつたものとみなす。

(落札者の決定等の細目)

第21条 前2条に定めるもののほか、落札者の決定等に関し必要な事項は、別に定める。

第22条～第27条 略

(随意契約によることができる額)

第28条 地公令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によることがで

きる額は、地公令別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に掲げる額の範囲内とする。

第28条の2～第31条 略

(一般競争入札に関する規定の準用)

第32条 第20条及び第21条の規定は、随意契約により契約を締結する場合に準用する。

きる額は、地公令別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に掲げる額の範囲内とする。

第28条の2～第31条 略

(一般競争入札に関する規定の準用等)

第32条 第19条及び第20条の規定は、随意契約により契約を締結する場合に準用する。この場合において、第19条の見出し中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、同条中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、「当該落札者」とあるのは「当該随意契約の相手方」と、第20条中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、「落札の通知」とあるのは「第32条第1項の規定において読み替えて準用する前条の規定による通知」と、「当該落札に係る契約」は「当該随意契約」と読み替えるものとする。

2 第28条から前条まで及び前項に定めるもののほか、随意契約に関し必要な事項は、別に定める。

第32条の2～第32条の12 略

第6章 競争入札等運用委員会 (競争入札運用委員会)

第33条 略

第34条 地公令第21条の14の規定による契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上に相当する額とする。

2・3 略

(契約保証金に代わる担保)

第34条の2 契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 第8条の2第1項各号に掲げるもの
- (2) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

2 第8条の2第2項から第5項まで及び第8条の3の規定は、前項に規定する担保について準用する。この場合において、第8条の2第2項から第5項までの規定中

第32条の2～第32条の12 略

第6章 競争入札運用委員会 (競争入札運用委員会)

第33条 略

第34条 地公令第21条の13の規定による契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上に相当する額とする。

2・3 略

(契約保証金に代わる担保)

第34条の2 契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 第8条の2第1項各号に掲げるもの
- (2) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

2 第8条の2第2項から第5項まで及び第8条の3の規定は、前項に規定する担保について準用する。この場合において、第8条の2第2項から第5項までの規定中

「入札保証金」とあるのは、「契約保証金」と読み替えるものとする。

3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させるものとする。
ただし、第1項第2号の規定による場合は、契約の相手方は、当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。

4 第1項第2号に掲げる担保の価値は、保証事業会社の保証する金額とする。

（契約保証金の特例）

第35条 管理者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことがある。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したうえ、当該契約に係る保険証券を管理者に提出したとき。
- (2) 契約の相手方が、前号の保険証券の提出に代えて、電磁的方法により、保険会社が定め、管理者が認めた措置を講じたとき。
- (3) 局が、契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第2号に規定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が落札者となつたにもかかわらず、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (5) 令第169条の7第2項の規定によ

「入札保証金」とあるのは、「契約保証金」と読み替えるものとする。

3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面（当該保証事業会社が電子証書（保証事業会社が作成する保証を証する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を作成し、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築された場であって、保証事業会社が保証に係る情報を表示することを常態とするものにおいて当該電子証書を表示させた場合にあっては、当該電子証書を閲覧するために必要な情報）を提出させるものとする。

4 第1項第2号に掲げる担保の価値は、保証事業会社の保証する金額とする。

（契約保証金の特例）

第35条 管理者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことがある。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（削除）

- (2) 局が、契約の相手方から委託を受けた銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第2号に規定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 一般競争入札有資格者名簿若しくは指名競争入札有資格者名簿に登載されている者又は別に定める競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が落札者となつたにもかかわらず、契約を履行しないこととなるおそれないと認められるとき。

- (4) 令第169条の7第2項の規定によ

<p>り、確実な担保を提供させて延納の特約をするとき。</p>	<p>(6) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。 (7) 隨意契約により契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>第36条～第40条 略</p>	<p>(契約書の作成の省略)</p>	<p>第41条 次に掲げる場合においては、管理者が特に必要と認める場合を除き、契約書の作成を省略することができる。</p>
<p>(1) 隨意契約で契約金額が契約の種類に応じ別に定める額に達しないとき。 (2) 単価契約済みの契約で別に定めるものを締結するとき。 (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。</p>	<p>(1) 隨意契約で契約金額が契約の種類に応じ別に定める額に達しないとき。 (2) 単価契約済みの契約で別に定めるものを締結するとき。 (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。</p>	<p>(4) その他管理者が契約書を作成する必要ないと認める契約で別に定めるものを締結するとき。</p>	<p>2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約履行に必要な要件を具備した見積書をもって契約書に代えるものとする。</p>	<p>(決定通知書)</p>
<p>第42条 契約書を作成する場合を除き、契約が確定したときは、決定通知書を当該契約の相手方に送付する。</p>	<p>2 前項第1号及び第2号の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約履行に必要な要件を具備した見積書をもって契約書に代えるものとする。</p>	<p>(決定通知書)</p>	<p>第42条 前条第1項第1号及び第2号の規定により契約書の作成を省略した場合において、契約が確定したときは、決定通知書を当該契約の相手方に送付する。</p>	<p>第43条～第64条 略</p>
			<p><u>附 則</u> この規程は、公布の日から施行する。</p>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部企画総務課)